

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：平成24年 8月24日（金）

担当課：健康福祉部 介護保険課

<p>件名：（仮称）大和市介護保険地域密着型サービスの設備及び運営に関する基準条例の制定について</p>	
<p>提出理由：第1次一括法及び第2次一括法の施行により、介護保険法が一部改正されることに伴い、（仮称）大和市介護保険地域密着型サービスの設備及び運営に関する基準条例案を介護保険サービス審議会へ諮問するにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内容：</p> <p>1. 背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法（以下「法」という。）のサービスを提供しようとする事業所は、県または市に指定の申請をし、サービス事業所として指定を受ける必要がある。 現在、市が法第42条の2の規定等に基づく地域密着型サービス事業所の指定権限を有しており、人員配置や利用定員等を定めた厚生労働省令（以下、「省令基準」）を基準として指定を行っているところである。 平成24年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第1次一括法」及び「第2次一括法」という。）が施行され、法が一部改正された。 法の改正に伴い、全国一律であった事業所指定に係る基準を、地方の実情に合わせ、県及び市町村の条例において定めることが義務付けられたため、本市においても基準条例を制定する必要がある。 <p>2. 条例制定についての考え方</p> <p>（1）神奈川県への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 県においては、大規模な介護老人保健施設など、広域型サービスを行う事業所の指定に係る基準について、条例を定めることとなる。 県では、これまでも厚生労働省令で定める基準に基づいて事業所の指定を行ってきたが、特段の問題は生じてこなかった 	<ul style="list-style-type: none"> こうしたことから、新たな条例の内容について、原則として省令基準を踏襲して規定することとし、介護老人福祉施設の居室の定員など、一部の基準については、独自の基準を規定する予定である。 <p>（2）本市の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市においては、小規模多機能居宅介護事業所など、地域密着型サービス事業所の指定に係る基準について条例を定めることとなる。 条例の内容については、原則として省令基準を踏襲し、本市が独自に定める地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員など、一部の基準については、県と同様の基準を準用することとする。 条例で定める居室の定員等については次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①居室の定員 <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員は4人以下とする。 ②サービス提供の記録 <ul style="list-style-type: none"> 記録の保管期限を5年間とする。 <p>3. 県内各市の状況（政令・中核市除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 省令基準を原則とし、一部県の独自基準の準用する市：7市 大和市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、平塚市 省令基準どおりとする市：2市 海老名市、南足柄市 検討中：6市 鎌倉市、逗子市、三浦市、伊勢原市、座間市、綾瀬市
<p>経過</p> <p>H23. 5 第1次一括法公布 H23. 8 第2次一括法公布 H24. 4 第1次一括法、第2次一括法、改正介護保険法施行</p>	<p>今後の予定</p> <p>H24. 8 介護保険サービス審議会への諮問 H24. 10 市民意見公募手続きの実施 H24. 12 議案上程 H25. 4 条例施行</p>